

中世貴族久我家とその家領

國學院大學名譽教授 小川 信

司会・京都国立博物館 普及室長 下坂 守

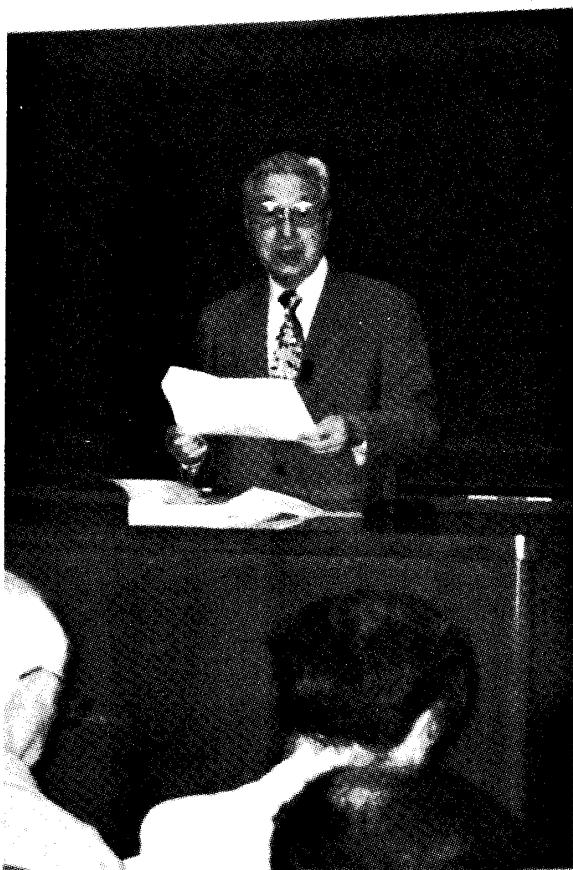
日時・四月二十七日〔土〕一三・三〇～一五・〇〇
会場・京 都 国 立 博 物 館 講 堂

司 会

連休の最初の日に当たり、たいへん天気が宜しくて、みなさんわざわざわざお出でいただきまして誠にありがとうございました。本日は、只今新館のほうで四室を用いて行つております特別展観『中世の貴族』の関連講座として、國學院大學名譽教授小川信先生をお迎え致して「中世貴族久我家とその家領」というテーマで、お話を立て戴くことになりました。みなさん、小川先生に就いてはご存じかと思いますけれども、簡単にご紹介をさせていただきます。

先生は大正九年、東京にお生まれになり、國學院大學をご卒業の後、國學院大學で教鞭をとつておられました。現在は、國學院を退職され、名譽教授をお勤めになつておられます。ご存じのように中世のご専門でございまして、たくさんご著書もお持ちでございます。とりわけ、學術的な論文名で恐縮ですが『足利一門守護発展史の研究』というたいへん大部な名著を刊行されてもおられます。中世を、特に中世の政治史を勉強している者では、先生の学恩を受けない者はないといつてもよいかと思ひます。

今回の展示、古文書の展示ということで博物館では、私が展示を担当させていただきましたけれども、銘打つておりますように、これは、久我家文書の修理が完成致したこと記念して開催致しております展示でございます。就きましては國學院大學にたいへんご協力をいただきまして、その中でもとりわけ、小川先生からは、この展覧会図録を始めとして、展示に当たつてはひとならぬご指導を受けました。文書名、それから作品解説、今回の展示、皆さんすでに御覧いただいたかと思いますけれども、一点一点、訓みが付いていますが、全部、小川先生のほうでお作り



久我の系譜を説く小川信名譽教授

講 演

— 中世貴族久我家の概要 —

只今ご紹介いただきました小川でございます。本日は、この博物館にお出でいただきて、古文書の展示を御覧いただきます。これは、本館で催されておりますもう一つの展示のような、いろいろな「もの」の展示ではございませんので、たいへん地味ですけども、しかし、古文書としては、指折り数えるようなものが多数出ておりますので、ごゆっくり御覧いただきたいと思います。

展示の会場、新館の二階に無料配布のビルが用意されておりますので、これからお出でになる場合は、それを御覧くださると、主な文書の説明がかい摘まんで書いてあります。また、今日のお話のために、三枚ほどレジュメを用意させていただきました。三枚目の後半のところに図がありますが、これは二階の四室を提供していただきました、その展示の何号文書と付けました、その数字でございます。この順序に御覧

いただきまして、たいへんなお仕事をお願ひしたわけでございます。そういうことで、今回の特別展観『中世の貴族』に関しても、小川先生が一番良くその中身をお知りになつておられるといつても過言ではございません。今日の講演は、この展覧会を見るに当たつては、たいへん参考になるかと思いますので、最後までどうぞよつくりお聞きください。それでは小川先生宜しくお願ひ致します。

3 中世貴族久我家とその家領

ならなくとも宜しいのですけれども、これから何号文書というふうに申し上げますのは、展示室の第一室のどこにある、第二室のどこにある、ということがお判りになればと思いまして、この図を付けたわけでございます。

ところで、「中世貴族久我家とその家領」という題にいたしましたのですが、久我家というのはあまりご存じない方もあるかと思いますけれども、摂関家せっかんけというのが、九条家、近衛家、それから鷹司、一条、二条というお家柄、これを五摂家と申しまして、摂政、関白になられる家柄です。この摂関家の次ぎの家柄で、貴族としては、第二位といいますか、太政大臣まで昇進できる家柄というのが七つございまして、七清華しちせいがといつており、そのうちの六家は藤原氏です。それは閑院流、花山院流という二つの流派から出た家柄で、花山院家とか、或いは西園寺家とかいうふうなお家なのですが、その七清華の中で一つだけ源氏があります、これが久我家でございます。中院流なかいんりゅうといつて久我家のほかにも久世家だの東久世家だの、三条家、北畠家などという家に別れて発展致しますが、その一番嫡流の家が久我家です。

この久我家の古文書の一部を選んで展示致しましたけれども、これは実に平安末期から明治初年のものまで二千八百点以上ございまして、お公家さんの古文書でこれだけ点数が多いというのはそうはありません。

摂関家の九条家の文書がやはり数千点あります、江戸初期までのものが宮内庁から刊行されています。それから王生家みぶけという家がございまして、小槻氏おづきしという家です、それはいわば事務官僚の長のような家柄ですが、そのお宅にもやはり数千点の古文書をご所蔵でした。これも宮内庁から刊行されています。それらと匹敵するのがこの久我家文書です。七清華のほかのお家にも古文書があると思いますけれども、少なくとも世に知られている多数の文書としては、久我家文書だけでございます。

始めに書いておきましたように、久我家の明治初年のご当主であつた建通卿たけむちゅうけいという方は内大臣にまでなつたお方ですが、この方が明治十五年に國學院の前身、皇典講究所が創立されましたときに副総裁として、総裁の宮様をお助けして、亡くなる明治三十六年まで皇典講究所の運営に携わっておられました。その関係がありまして、そのお孫さんの常通侯の代になりまして國學院大學にこの文書を預けようということになりました。それから戦後になります、正式に國學院大學図書館の所蔵ということになつたわけです。そういう関係から、私ども國學院大學がこれを所蔵しております。

只、六百年も五百年も経っている文書が多いものですから、痛んでいるものが少くありません。国の重要文化財に指定されました機会に、国の補助と東京都の補助を受けまして、この京都の国立博物館の中になります、日本中でも一番最高の修復専門のところで修復をしていただきました。

私も見学致しましたけれども、本当に、ピンセツトで少しづつずらして裏打ちの紙を剥がして、さらに、昔の紙と同じような紙を漉いたのをその裏打ちに当てるという、これをなさるので結局、必要な文書九六〇点ばかり修繕ができました。修復する必要がなく保存が完全なもの、これは手が付いておりません。それから時代の新しいものまでは及んでいませんが、これで修復完了ということで、今回の展示になつたわけです。

修復に満七年かかりました。そこで修復の出来上がりました機会に、特に皆様にお目にかけるのに相応しいかと思われる文書を選びまして、今回、大きな番号で一〇〇点、枝番号を数えると一八四点、ほかに付として二点、これらを選びまして、去年の春から準備を始めまして、この四月から京都国立博物館の中で展示させていただくことになつたわけです。

そこで久我家という家についてもう少し申し上げますと、これは一〇世紀の半ばの村上天皇、これは醍醐天皇と並ぶ名天子であるといわれます。「延喜・天暦の治」という、天暦の治の方の村上天皇ですね。その後から、摂関政治の時代になりまして、藤原道長などが出てまいります、そのちょっと前です。その村上天皇の皇子に具平親王ともひらという方がおられる。そのまた皇子の師房という方が源氏を賜ります。村上源氏の初代になるわけです。

このころ代々の天皇の皇子が臣下になつて姓を賜わるとたいてい源氏を頂くわけですね。桓武天皇の子孫は平氏ですけれども、そのあとはたいてい源氏でございます。ですから村上源氏とか清和源氏とかいうふうに区別して、その村上源氏の嫡流の家がこの久我家でございます。

村上源氏というのは早くから幾つかに分かれますので、その中心の家が中院流といわれております。始めはそれぞれ住んでいたる屋敷などの名で呼んで、それで中院右大臣とか土御門内大臣とか申しました。師房の子で具平親王の孫に当ります俊房・顕房という兄弟、これが左大臣、右大臣として白河天皇をお助けして、白河天皇が院政を開いたときに、それを補佐した兄弟でしたのが、その弟のほうの右大臣顕房という人から中院流という家が起こるわけです。そして、この人は、六条に屋敷があつて、六条右大臣といわれていたのですが、その子の雅実という人が始めて源氏で太政大臣になりました、久我太政大臣と呼ばれます。久我というのは顕房・雅実父子が別荘を構えましたのが桂川の一番下流で、鴨川と合流しますところの西側、ここが久我で、今でも伏見区の久我というのですが、この久我の地に別荘を構えて、桂川から水を引いて景観を良くしたと見えまして、この御殿が「久我水閣」と呼ばれた、それが久我家の名前の起こりです。

この久我水閣の周りが、久我莊くわのしょうという莊園になりましたして、これが代々久我家の一一番中心の莊園でございます。鎌倉時代の初め

5 中世貴族久我家とその家領

になりまして土御門通親という内大臣が出ますが、これは源頼朝と組んだ九条兼実と張り合いまして、兼実をついに失脚させた辣腕家として知られております源通親、これが中院流の嫡流でございます。この土御門通親の嫡子の通光の頃から、久我家とうふうに大体定着したと見て宜しいかと思われます。有名な道元禪師も、通光の兄弟といわれています。こういう名門として、二千八百点もある久我家文書の中には、非常に重要な政治・経済或いは文化に関わるような古文書をたくさん含んでおります。実は私どもが國學院大學で作りました『中世の貴族』というこの展示のための図録には、全ての古文書を上下対称的に、上半分に文書の写真を載せまして、その下にその字の通り翻刻しました釈文を載せまして、その次に少し小さい字で解説を書いております。

こちらの博物館でお骨折り戴きまして、その解説の要点と釈文全部を大部分の展示文書に載せて戴いております。ゆっくり御覧になればお判りになりますけども、現物と照らし合わせて御覧になるのはたいへんですから、もし出来ますれば、この『中世の貴族』という図録は、これは、宣伝を致しますと一千円で、全く実費でございます。ちょっと重いのですが、お買い求めになれば有難いと思います。その中に私が最初に全体の解説を「久我家文書と久我家領」という題で書いております。それからその次に、修復のことを、國學院大學図書館調査課長の磯貝さんが書いております。

これまでにもこの久我家文書を使った論文などがたくさん出ておりまして、私の書きました概説の後ろに、これまでの久我家文書を大なり小なりお使いになつて研究なさつたものを並べておきましたが、七〇編以上あります。

ところでこの展観には新館の四室を提供していただき、展示しているわけですが、大きなテーマを二つ設けまして、最初の一室が第一テーマの「中世貴族の生活と文化」です。そのほかの三室には「中世貴族の経済」という題で、久我家に関する経済的な事柄を、家領を中心として展示しております。

二 第一テーマ 中世貴族の生活と文化

生活と文化の主なものをかい摘まんで申し上げますと、まず一号文書は「後伏見上皇宸筆伏見上皇御消息案」という長い題のものです。これは鎌倉の半ばから後、皇室が持明院統と大覚寺統の二つに分かれまして、両統が並立するという状態になつた時期のものでございます。持明院統というのは、西の洞院大路の北の外れにあつた持明院殿に由来し、現在、上京区の新町通寺の内の付近だそうです。後深草天皇が持明院統の第一代であります。

一方、その弟の龜山天皇が大覺寺統の第一代ですね。大覺寺というのは、もちろん、皆さんよくご存じの嵯峨の大覺寺、あそ

こに代々上皇になられると、住んでおられたことから大覚寺統といいます。前に流行りました流行歌で、「京都大原三千院」などというのはいいんですけども、「京都嵐山大覺寺」というのはどうも、やはり「嵯峨の大覺寺」といつてもらいたかつたですね。本当によいお寺でございます。そこに、代々居られたのが大覺寺統の天皇で、上皇になられるとそこにお住みになるということでした。持明院の方は、惜しいかな今は跡が残つております。只今申しましたように、新町通のあたりにあつたわけでして、その持明院統の第二代が伏見天皇で、上皇になられて、そのお子様の後伏見天皇に皇位を継がせたのですけれど、大覺寺統の方から、そろそろ、こちらに皇位をよこすようについてます。それでまだ皇子が生まれておられないので、御父伏見上皇は心配して後伏見上皇に手紙を書かれた、これが今回展示の一号文書です。「春宮御事」という言葉で始まっています。

その内容は、まだ皇子が誕生しておられないから猶子、養子のようなものですね、猶子を定めて春宮つまり皇太子になさるよう、ということを伏見上皇は御子の後伏見上皇への手紙に書いておられるわけですね。それを後伏見上皇がそのまま写されたのが、現在、久我家に伝わっております。或いは久我家の当主久我通基は、この事について相談を受けられたのかも知れません。その記録は残つておりますけれども、久我家にこの後伏見上皇が写された伏見上皇の手紙が残つているわけですからね。さて、この提案を容れられまして後伏見上皇は弟の富仁王を猶子にして親王とし、後二条天皇の皇太子となさった。そして数年後に後二条天皇が亡くなられて、富仁親王が花園天皇となります。こういうようにして、持明院統からすればたいへん大事な皇位継承の問題を、恐らく久我家に相談されたのではないかというものがこの文書でございます。

そのほか、二号文書は、それより少し時代が下る後醍醐天皇の頃の太政大臣を勤めた前太政大臣久我長通が洞院、これも清華家の西園寺家の一門ですが、その洞院公賢が太政大臣になつたのを祝した手紙です。たいそう立派な字であります。「御慶賀事」と言う書き出しであります。

それからもつと注目すべきものは、北畠親房の自筆書状で、これを三号文書として展示しておきました。親房はご承知のとおり南朝の中心人物として知られております。久我家の分家の三条家、それから更に分れたのが北畠家でございまして、代々、大納言或いは権大納言になるという、今日で言えば、閣僚級の家柄であります。けれども大臣になるというほどの家ではなかつた。しかし、後醍醐天皇は、この親房の優秀な人柄を見込んで抜擢され、側近として取り立てて、天皇親政に参画させるということです、北畠親房は活動致します。この親房の自筆書状は痛んでおりまして、前から仮の修理はしてあつたのですけれども、それこ

そ今回、修復がたいへんであったと思われます。これはどうしてこう痛んだかというと、ほかにも痛んだ古文書があります。応仁の乱などの戦乱、そのほかにも京都ではずいぶん火事がございますので、そういう火災に遭った文書のようでございます。下の端が焼けておりまして、上には欠けた跡がございます。そういう文書ですが大部分の字が幸い読みます。

入道して覚空と号しておつた北畠親房が、宛名がありませんけれども、久我家の当主長通の側近に宛てたものと思われます。というのは、中身は「彼敷地事」という文言に始まるのですが、京都の中の、あの敷地について私がお願ひしたならば、それを譲ることを許してくださいとのてたいへん感謝します、もし本望を達したら単なる私利私欲のためでなく、祖先顕彰のために尽くしたいと思っています、と書いてあるわけですね。そういった南朝の親房の文書が何故こういうふうに久我家に残っているかということになりますと、これは恐らく二・三回南北朝が合一しようという動きがあった、その一つに関係があると思われます。

私が考えますに、南朝年号で正平の六年（一三五二）か七年なのですが、七年というのは有名な正平一統と申しまして、南朝年号の正平で天下が統一したという、少なくとも京都周辺は南朝年号だけを用いるようになつた年であります。これは足利尊氏が弟の直義を倒すために正平六年十月に南朝と急遽和睦をしまして、後村上天皇を京都にお迎え申し上げ、北朝の天子は止めますといふことを申し出て、それで後村上天皇はまさに京都にはいろいろとして石清水まで来られたのですね、そして北畠親房は京都にはいります。しかしこの正平一統は、翌七年二月には破れます。一方、親房の書状は日付が四月二十五日なのですね、そうすると合わないわけです。ですから正平七年の十一月から八年の二月までは、南朝中心の天下一統という話が纏まっていたのですが、しかし、足利方と、もう一回戦いが始まりますので四月までは正平一統は持ちませんでした。それではこの親房の書状は何時なんだろうと考えますと、その前の正平五年から実は足利方に強烈な内紛が起りまして、足利直義が兄の將軍尊氏と戦争状態になつたわけなのです。一家一族で互いに戦うという状況の中で直義は、後村上天皇に和平の話を持ち掛ける。それで使者が吉野と往つたり来たりしましてね、そういうことが判つております。それが結局正平六年の四月一杯くらいまでかかつて纏まりかけた、そして五月にはもう、崩れてしまう。ですから多分この四月というものは正平一統の前年の正平六年であろうと思われます。こういうわけで北畠親房は京都にはいろう、そして京都の政治をとろうということで、昔の邸の敷地を返してほしいというよう恐らく申し出たのだと思います。その敷地は恐らく久我家が管理していたのでしょうか。それを交渉が纏まつて返して戴いてどうも有難うと、こういう文書でございます。ですから南北朝の合一の一端を現わします。完全な合一ではありませんで破れますがれども、その間に久我家がやはり一つの役割を果たしていたことが判る文書でございます。その他にも、久我家が朝

廷でいろいろ大事な役割を演じていたということが判るものがありますが、例えば、次の頁にありますように久我豊通の書状、これは年代が下りまして応仁の乱の後になります。明応八年という年ですが、六号文書ですね。これは、時の当主の久我豊通が、一門の六条有国という人の官位を推薦するというものであります。官位の推薦というのは、氏の長者が出来るわけですね、氏の長者というのは、藤原氏にも、ほかの氏にもあるわけですけれども、この場合は源氏の長者です。源氏一門に対する大きな権限を持つております。もし一門の名誉を汚すような者が現われたならば、その氏から追放する、放氏といつて氏から放つといふこともできる、それから逆に、官位を天皇に申し上げて昇進させるということもするわけで、この場合は村上源氏一門の六条有国という人の官位を推薦しておりますので、これは久我家当主の源氏の長者としての活動を表わすものであります。

その他、「貞治五年元日節会記」(四号文書(一))というのがございます。ずいぶん、長い巻物になっておりますけれども、事細かに元日の朝廷の儀式を書いております。どういうふうに笏を取つて、どのように拜礼をするとかということなどをいろいろと書いておりますが、これはその時の当主の久我具通という人が権大納言に昇進した、その拜賀の礼をするという一番晴れがましい儀式の時に、自らこれを記録したものですね。

その当時の朝廷というのは、儀式が非常に詳しくて、それを間違いでもしたらばたいへんな恥になるわけですから、よく練習して式に臨むわけであります。この時の記録はそのまま残っているのではありません。後に文明十四年(一四八二)というのは、応仁の乱の後ですが、時の太政大臣の久我博通という数代後の当主が、子息の豊通にこれを書き写させたものです。一番お終いに博通自身が、祖先の具通公の書いた記録を人が書き写したのが出てきた。なにしろ父祖の三つの節会記は、今度の乱、といふのは応仁の乱で、焼失してしまつて。だからこれは天が授けた貴重なものだといって、奥書を書いております。

確かにたくさんの文書が、今までよくまあ二千八百点も残つたものだと思います。この応仁の乱前のものもずいぶん残つておりますが、それらをいかにして久我家が大事に所蔵しようとして苦労されたかということが判ります。残念ながら中世の公家の文書というものは、そうたくさんは残つておりません。というのはやはりこういう応仁の乱とか、その他の戦乱や或いは火災等に会いましてずいぶん焼け失せてしまう、紛失してしまうという事が多かつたためですが、幸いに九条家文書と並んで久我家文書が残つたのは、代々の当主及び家来たちが一所懸命になつて、文書を護るということをしたために違ひないわけです。

それから第一室の右側にずうつと長い巻物になつて二十八通の文書が展覧されています。それからこちらに十五通の巻物があります。この二つの巻物は、それぞれ「久我家重書」つまり重要書類という名前になつています。これも綺麗に修復して展

9 中世貴族久我家とその家領

示されていますけれども、一つは、主に後醍醐天皇以下、後村上、後光厳、後花園といった各天皇の綸旨です。綸旨というのは、天皇の仰せをお側に仕えている蔵人(くらうど)が書き写して発布するもの、それを綸旨と申します。普通の武将などのものを側近のものが書き写したものは、奉書といいますね。奉じて出したものということですね。天皇の場合は、これを綸旨といいます。よく「薄墨の綸旨」といいまして薄墨色をしております。朝廷の中で、当時は紙が貴重であつたから、ということから始まつたのです、朝廷の下に紙屋院(かみやいん)という施設がありまして、反古紙(ほこ)、いらなくなつた紙を漉き返して作るのです。漂白技術などというものはない時代ですから、薄墨色になつてその紙が出来上がるわけです。当時の再生紙ですね。紙屋院のところから流れてくる川を紙屋川といつて、現在も名前が残つている。朝廷のもとで、そういう紙漉きの施設があつて、漉き返した宿紙(しゆくし)という薄墨色の紙を、かえつて綸旨というような大事な文書に使う習慣(じゅうけい)ができまして、そのために、民間ではこういうものを使つてはいけないわけですね。この綸旨がたくさんござります。第一室の正面に並んでおります「重書」が、大部分綸旨でございます。中には、上皇の院宣もはいっております。特に後醍醐天皇の綸旨は六通あります。これは、後醍醐天皇と、時の久我家の当主久我長通とはたいへん関係が深かつたということが判ります。後からまた、それに関連したことちよつと申し上げましよう。

そのほかに文化関係としましては、前に申し上げました伏見天皇が和歌が堪能でいらっしゃつて、いろいろ歌を書かれた自筆の草稿のようなものが残つております。その一部が久我家にはいっておりまして、これはやはりたいへん貴重なものですね。今回的重要文化財は文書中心ということで、したがつてそれからは外れていますが、かつて重要美術品になつたものであります。その重要美術品の伏見天皇の御和歌集、これは付一号として出してござります。これは注目すべきもので、「広沢切(ひろさわぎれ)」と呼ばれています。

それからまた、桃山時代に下りますけれども、里村紹巴(じょうぱ)という連歌師、そのほか昌叱(しょうしつ)、昌琢(しょうたく)、それから何という名字か分かりませんけれども、紹之など数名の連歌師の消息も出しておきました。

里村紹巴の書状の一通は注目すべきものであります、一〇号文書ですけども、豊臣秀吉、今テレビでやつておりますが、あの秀吉が、もう功成り名を遂げて、しかも朝鮮出兵をしたりして、そしてすっかり思い上がつてしまふ、その時期であります。甥の秀次を閑白にして、天下を相続させるつもりであつた。ところがご承知のように実子の秀頼が生まれたのですから、秀次を疎んじましてね。秀次という人は文学をたしなんだ人なんですが、これを結局処刑してしまいます。

秀次にたいへん氣にいられていた里村紹巴という連歌師は、おまえも謀叛に関連していただろうと、秀吉から謹慎を命ぜられます。三井寺のすぐ側に家を借りて、そこにひつそりと住んだらしゆうございます。そこで「三井辺より」と書いた、久我家の

当主敦通に宛てたと思われる書状がありまして、この窮況を哀れんでくださつて、米を一石贈つて戴いたのはたいへん有難い、石田三成も目をかけてくれていますというようなことを書いて、京都に帰れたら感謝のために伺いたいということが述べてある。そういった当時の政治情勢に関連するものが残つております。ほかにももちろん久我家と文学に関連するものはあるわけですが、今回は、いま申したようなものを主に展示致しました。

三 第二テーマ 中世貴族の経済

それから、第二テーマ。これは「貴族の経済」と名付けましたのは、大体中世の貴族は自分の家領けりょうというものを自分で確保し、維持し、或いは発展させるということが必要なのですね。近世の貴族ですと、將軍家から何百石、何千石という家領を与えられて、これを幕府側の代官が管理して、お米を送つてもらうというだけに過ぎなくなるのですけれども、平安から室町時代頃の貴族はそうではありません。また、奈良時代などの律令制の時代の貴族は、太政大臣、左大臣などというその官職、それから正一位とか正三位というその位、つまり官位に応じてそれぞれ一定の土地や俸禄を貰います。それで生活するわけであります。けれども、平安時代になりますとそういうことが衰えてきまして、貴族は自分で自分の家産を維持しなければならない、経営しなければならない。

幸い、高い地位の貴族になりますと、地方の豪族がその貴族の保護を受けて、自分の身を護り、自分の財産を護ろうというもくろみがあるものですから、それで、寄進と当時いつていまつたが、莊園を寄付してくれます。そこで勢いのある、或いは地位の高い貴族はずいぶんたくさんの中院家の莊園を得たわけです。ただしもちろん、それに値することを、上からもしなければならないのです。それを頭に置いて御覧いただきたいのが、十六号文書でございまして、「中院家領目録草案」というのですが、七十一ヶ所ばかり、陸奥から肥後まで二十八ヶ国に分散している莊園が記載されております。もとの目録は平安時代後期の源雅定の時代と推定されるわけですけれども、その頃、十二世紀の半ば、まだ鎌倉幕府ができるよりも四十年も前にはですね、中院流の村上源氏はたくさんの中院の所領を持つておつたはずです。そのことが伝わっている文書目録であります。

ところが、それが鎌倉時代になるとガタツと減少します。減少する原因の一つは、分割相続と申しまして、十人子供がいれば十人に財産を分けなければならない、女子にも財産を与える、そうすると男でも分家して独立する。女子ですと他の家に嫁にいくことが多い。そうしますと財産を持つて嫁にいくことになりますね、ほかの公家の家領になつてしまふわけです。であります

11 中世貴族久我家とその家領

から領地が減少していく、見る見る減少していくことが一つございます。そういうことがありますので、今度は一族の中で取り合いが始まります。これはまあ人間として、どうしても自分が確保したい、いや私が父から譲られたのだ、というふうな争いが起ころるわけでありまして、それが判りますのは一七号という一連の文書ですが、これを見ますと、まず、鎌倉時代の半ばくらいになりますと、先ほど申しました久我通光という久我家の当主は、後妻の三条という、これはご主人が亡くなつて尼西蓮となる人ですが、この後妻に全財産を譲つて、亡くなつたのですね。そのために三条の子でない子供達は困つてしまふわけです、三条は自分の生んだ子供が可愛いわけですから、そうでない子には家領を譲るまいとするわけですね。私は主人から全財産を預かつたのだ、だれに譲ろうが勝手ということで、それで訴訟が起きました。嫡子の通忠は三条の実子でないものですから、土地を全く譲つて貰えないということで訴訟を起こして、やつと当時の後嵯峨上皇の院宣で、久我莊は通忠に譲りなさい、そのほかの莊園は全部西蓮が処分して宜しいと、こんな判決が出ているんですね。ですからこれはたいへんなことにして、通忠以降の久我家は久我莊しか持つていなくて、こんなことになつてしまふわけですね。では家領が何處へいつてしまつたかといいますと、三条が保護を期待した西園寺家の家領に一部が渡つております。そういうことが判るのが、この一七号文書であります。

一方、池の大納言頼盛という人がおります。これは久我家とは直接関係無いのですけれども、平氏が没落して都落ちしますね。しかし、平清盛の弟の頼盛という人は、母親が池禪尼です。これは平忠盛の後妻でありまして、源頼朝の父義朝が平治の乱を起こして、義朝は戦死して頼朝は十三歳で捕まってしまいます。清盛の面前に引き出された時に、池禪尼が、可哀そうだから死刑にしないでと言つてくれたお陰で頼朝は命拾いしたのですね。そのために頼朝は池禪尼にたいへん感謝したのですが、平家が没落した時に、池禪尼の実子で清盛の異母弟の頼盛だけは、鎌倉にお出でなさいと鎌倉に呼び寄せまして、あなたの財産は全部そつくり認めます。これを安堵といいますね。新しく土地を与えるとか寄進するとかいうのではなく、安堵というのは現在ある権利を、ある権力者が認めたということですね。それで頼朝は、亡き池禪尼の恩に感謝しまして、池禪尼の実子である頼盛に、頼盛の領地が三十四ヶ所ほどある、それを全部安堵するということにしたわけであります。

そこで、頼盛の嫡子が光盛といいまして、鎌倉時代になりましてこの光盛が七名の女子に領地を分けます。もう、光盛自身のときには三十四ヶ所は無く、その半分くらいでありますが、それを光盛は娘たちに分けております。その一人、安嘉門院宣旨せんじゆつぽね局という人はその自分が父光盛から譲られた、数ヶ所の莊園を、妹と思われます久我通忠の妻に譲ります。そのほかにも三条局というその姉妹も通忠の妻に領地を譲ります。通忠の亡くなつた後ですが、その妻が譲られて嫡子通基に譲りますので、全部で七

つの荘園が池大納言家領から久我家にはいることになります。その経緯がはつきり判ります。つまり一方では根本家領と申しました久我家先祖代々の家領がほんとうに少なくなつてしまつた。その代わり今度は、池大納言家領がはいつてくるという変化が鎌倉時代に起こつたことがはつきり判ります。これが一八号文書という一連の巻物でございます。

そういうふうに自分の財産の譲状というものは、たいへん大事なものですから、大切に保存したわけです。何かあると領地の証拠というものを出さなければいけないわけですから、その証拠書類を一所懸命遺したものなのですね。

ところが鎌倉時代の末、通基の子の久我通雄の代になりまして、二人の息子がおります、嫡子が先程も話の出ました長通、もう一人が通定という弟ですが、通雄は、晩年に生まれた通定が可愛くてしようがないので、長男の長通を勘当しまして財産を譲らないで、全部通定に譲るということをしてしまつたわけです。この兄弟は三十歳くらい年が違うんですね。それで父通雄が亡くなりました時、長通は後醍醐天皇に訴えます。後醍醐天皇はまだ鎌倉幕府を倒す前であります、その訴えを聞き入れて、これは不当である、特に先程来申しました池大納言家領、これはそつくり通定に行つてしまつたが、これは通定が鎌倉幕府から安堵してもらつているけれど、これを取り戻すようにという綸旨が下ります。その綸旨も陳列してあります。

そこで長通は、鎌倉幕府にも運動をして、土地を取り戻しております。鎌倉幕府の倒れる寸前のような時期ですけれども、久我長通は、自分の家領を取り返しました。長通はこの家領の返還確保ということでずいぶん苦労したわけで、このほかにも、もともとの根本家領もだいぶ取り戻します。

そこで長通は自分の嫡子通相に全財産を譲るという譲状の長いのを書かせて、特に終りの方の言葉は、自筆で書いて、一つの荘園も残らず皆、通相に譲つて、ほかの子供達は通相から配分してもらって、一代限り領地にするようにと決めています。分割相続はここで止めて、嫡子だけの相続、つまり嫡子単独相続に切り替えたということがはつきり判ります。

これが南北朝時代の初め頃であります、それが終わつてもいろいろ乱があつたり、さらに、応仁の乱になるというようなことがあつて、ますます武士が台頭します。中には現地の武士が侵略して、自分のものだと言い張る。そうでなくとも、時の守護とか、その土地の地頭というような人々が代官にして下さい、といつて代官になつて、請所と申しまして、荘園の管理を請け負います。請け負つたが最後、年貢は少ししか寄越さないと、全然寄越さないと、いうように段々なつてしまつたのですね。それに関する訴訟文書がたくさん残つております。久我家当主及び家臣達は苦労して、天皇に申し上げたり、室町幕府に訴えたりしました。これは

13 中世貴族久我家とその家領

証拠書類があるのですから、朝廷でも幕府でも、それは当然安堵し、不法な者は排除せよという命令を出してくれるのですけれども、それはなかなか実行力を伴わない。非常に苦労して相手と交渉して年貢を送つてもうように頼むとか、或いは代官になつた者の主君に頼んで、これは不当であるから処罰してくださいと頼むとか、いろいろやっています。

例えば、非常に由緒のある、尾張の一宮——今は市の名前になつて一宮市という——真清田神社という大きなお宮がございます。この真清田社とその社領がそつくり頼盛領だったのが久我家に入った家領の一つですが、これは、なかなか代官が年貢を送つてこないというような状態になつたことが判りまして、とうとう応仁の乱の最中くらいから、ぶつかり切れてしまします。こういう莊園もあります。

しかしどうね、もちろん京都では久我荘とその周辺だけは、久我家は確保することができました。これは直接自分の家来を代官にしたり、莊園は名田みょうでんという区分に別れております、その名田の主、名主みょうしゅに任命したりして、久我家の家来たちに土地を管理させるということをやつて、年貢がはいつてくるようにしている。その人達は恩義を感じましてね。鎮守のお宮、上久我大明神というお宮の管理を御本所様ごほんじょさまの久我家と相談して、自分たちで管理しましようという、そういう請約書が久我家に提出されています。久我家は自分の家領の中心の久我荘などは、直接管理ができたわけですね、そして、織田信長の時に至ります。展示してございます「天下布武」という有名な印についてある信長の朱印状、これは久我など五ヶ村及び散在した領地を安堵するというものであります、こうやって久我家は京都近郊の領地は確保できました。

ところが由緒正しい領地であつても、例えば、真清田社の社領のように途中で失われていくという領地もたくさんあつたわけです。その中で代官請にして、現地の人を代官にしながら維持したものがあります。その一つは、伊勢の木造莊園こづくりのしちやうといふ莊園、これは北畠氏がその周辺を領有していましたので、北畠の家臣などを代官として維持していた。それが戦国時代になるとほとんど年貢を送つて寄越さないということになつて、久我家から苦情を言いましてね、北畠氏は、それではちゃんと送るように代官に言い付けますと返事をした文書が展示してございますが、その手紙には北畠の一族の寄越した手紙も付いておりまして、それは、北畠の一族に対して官位を与えて中将に任命するように骨を折つていただきて有難う、ついては、年貢をちゃんと送りますというような Give and take ができております、なんとか戦国時代の末まで領地を確保できたわけです。

北畠家と違いまして明確ではないのですけれども、久我の一門だという伝承を持っております赤松あかまつという播磨の大名がおります、この赤松氏も、自分は村上源氏から出た一族であると威張つてゐるわけでありますから、その国内の久我家の領地の年貢を、

少々なり寄越しているわけですね。そうやつて久我家の一門である北畠氏、それから一門であると言つてゐる赤松氏からなんとか年貢がはいつたんですね。しかし国々にある領地がだんだん減つていきます、これは収益がずっと減少するわけですから、一大事ですね。それで久我家は天皇に申し上げたり、幕府に運動したりしたのですね。そこで関所の収益が一部認められます。それから京都の町の中に、立売(たちうり)という、地名が今でも残つておりますね。上立売、中立売、下立売、というのは、あれは店を構えないで市場として、商人が立つて売つたことから起ころうです。その立売の儲けの一部を久我家に入れるということが承認されています。これも展示してござります。その承認には、綸旨と、それから室町幕府の奉行人奉書という、幕府の奉行達が書いて久我家に渡したものがあります。関所と申しましたのは、主に京都の七口(ななぐち)の関所ですね、鞍馬口だの、栗田口だの、大原口、長坂口、丹波口、鳥羽口、東寺口などといつた入口、この七口を通る商人の中から収める特定の商品だけが久我家の収益になる。特定商品の通関税ですね。

それは櫛、それから皮籠(かわこ)というのは、弁当箱のような、皮でくるんだ籠ですね、それと鍔(やじり)、すり鉢。この四種類だけが久我家の収入になる。ところがなかなか払つてくれないので、商人中に、ちゃんと払うようにと指図したり、それから皮籠の課税がなかなかはいらないから、二人の座頭(ざがしら)を命じて、ちゃんと管理して払うようにさせるとか、そういうことを幕府からやつております。ということは、その収入も容易ではなかつた。なにしろ、一揆が起つたり、戦乱がしそつちゆう起つてゐるという戦国時代です。細川氏が二派に別れて争い、そのうちに三好長慶(ながよし)が出て京都を占領するなどという騒ぎが起つてゐる最中です。そういう戦乱の中でも、なんとか税を徴収するのに苦労しておりますが、もちろん、税を払おうなどという商人は滅多にいなくなつたと見えまして、従つて立ち消えになります。

そしてもう一つ注目すべきものは、盲人の座です。目の不自由な人達はどうやつて生活を立てるかというと、その当時流行したのは平家琵琶で、平曲と申しますね。琵琶を担いで歩いて平家物語を語つて、門付けをしたりして収入にする。この人達が座を作つておりました。後には按摩さんとか、三味線を弾く人々もいるのですけれども、室町時代までは大体、平家琵琶だったようです。この平家琵琶を奏てる盲人たちの組合を当道座といいます、が、久我家ではこの人達の収益を昔から久我家が管領しているんだと言いましてね、そこから礼錢を取ろうとしたのですが、結局、それでもいいというのより、それは反対だという方が多くてですね。当道座が二派に別れて争つたのですけども、結局、久我家につかないものが主流を占めてしまいまして、久我家のそういう試みは成功しませんでした。それでも天皇から綸旨を戴いたり、幕府から当道座は久我家が管理することを認める、

15 中世貴族久我家とその家領

それに背くものは成敗せよなどといふような奉書まで貰っているのですが、うまくいきませんでした。

ところが江戸時代になりますと、久我広通という人が出ました。その前に先ほど申しました信長から近郊の領地を安堵される。それから久我村、上・下久我荘だけは安堵するという、もうじき豊臣になる羽柴秀吉の承認する権利書、判物はんもつと言いますが、これも出ておるわけですね、これも展示してございます。ところが、次の徳川家康にはさっぱり久我家の領地が認めて貰えない。連歌をたいへん愛好した久我敦通という人が、事件を起こしまして、時の後陽成天皇からお咎めを受けて追放されるわけです。それですから領地は無しになってしまって、家康はさっぱり領地をくれなかつた。やつと運動して、二〇〇石だけくれました。久我荘だけでも一二三〇石あつたのです。ところが、それが二〇〇石ではね。またその頃は、権中納言まで地位が下がつてしましました。

それもあつて久我家は苦境に立ちます。第一回目は鎌倉時代に苦境に立つたわけですが、今度は二回目の苦境ですね。第一回目の苦境のときに大いに運動して盛り返したのが、久我長通という当主でした。今度は、久我広通という当主が江戸初期に出まして、この人がたいへん幕府に運動して、領地をさらに五〇〇石増して貰つて、徳川家綱・綱吉の時には、七〇〇石の家領にまで回復したわけです。そしてまた太政大臣にはなれませんでしたけれども、右大臣とか、内大臣とか、大臣の地位にもう一回返り咲いた。それと同時に今申しました當道座の管理権を主張致しまして、結局、十年掛かつて幕府がやつと認めてくれました。当時の盲人は一定の資格を取るために、お金を當道座の役所に収めるわけです。そこで上級の盲人達は、相当な収入がある。久我広通は、その一部を階級が上がる時に久我家に収めるようによることを當道座の管領と称して主張したわけです。それには昔の古文書が役に立ちましてね。それでは久我家に管領を認めるという江戸幕府の裁定が下ります。七〇〇石の領地と、さらにも当道座からの礼銀が上ることで久我家は一息ついたというのですが、江戸初期の久我家でございます。江戸時代まで話がはいりましたので、これで終わらせていただきますが、あと三、四分ありますので、もしご質問などありましたら、どうぞおつしやつてください。

「小袖屋こわぢやというのと小割座こわりざについてお伺いします」

これはどちらも京都の市中で営業しております。小割というのは字引を見ますと、材木を小さく切つたもの、薪たきぎにしたり、屋根を葺くのにも用いたといわれます。小袖は今の着物ですね。和服ですが、平安時代には下着だつたんです。けれども、後には

上着になりましたね、大きな袖でなくて、割りに小さい袖というので、小袖という。平常服を小袖と言います。それを売るのですから、呉服屋さんですね。ずいぶん繁盛したと思います。それと小割座は薪屋さんの組合ですかね、それらからの課税が久我家の収入になつたということをございます。

「『讀岐典侍日記』に興味を感じていまして、源雅実のことが知りたいんですけども、どのような資料に当たつたらいいのか、教えていただけませんでしょうか」

雅実の時代といいますのは、平安後期で、『大日本史料』にその辺はかなり出ておりますから、それでお調べになるといふ思います。確かに雅実という人は、源氏で太政大臣に初めてなつた人として、権勢があつたわけですから、当時のいろいろな公家の日記類などに関係の記事が出てくる筈ですので、そういうものもいかがでしようか。

「莊園の所有関係というんですか、領家職とか、預所職とかいろんなものがありますね、久我家の家領の場合どんな形でしょ
うか」

大体、公家がその家領として持つてゐる権利は、本家、領家、預所、この三つが主でございますが、久我家の場合は、領家が多いですね。本家は、皇室、例えば、八条院などです。八条院というのは、鳥羽上皇の愛娘で、鳥羽法皇夫妻から可愛がられて、全國にたくさんの莊園の、本家職(しき)というものを与えられているわけです。それでその役所の八条院序では、真清田社の預所職に平頼盛の奥さんを任命したわけです。預所、これは本家や領家の下にして、その莊園を管理するという意味なのですけれども、久我家にはそれもあつたのです。しかし主に領家職を久我家は持つてゐたのが普通です。九条家の場合ですと、さすがに摂関家ですから、皇室と張合うくらいに領地が多くて、本家職が多いのですね。つまり、領家という貴族がいて、さらに本家に寄進する、それが皇室や九条家のような摂関家の場合です。久我家の場合は、一つ下の領家職が主であつたようございます。なお一部、地頭職もあります。後醍醐天皇の場合には、武士が持つていた地頭職を、久我家のような貴族に与えるというのが一つの政策だつたんです。領家職と地頭職を両方持つていれば強いわけですからね。